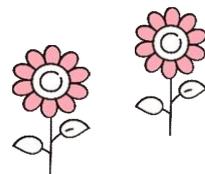


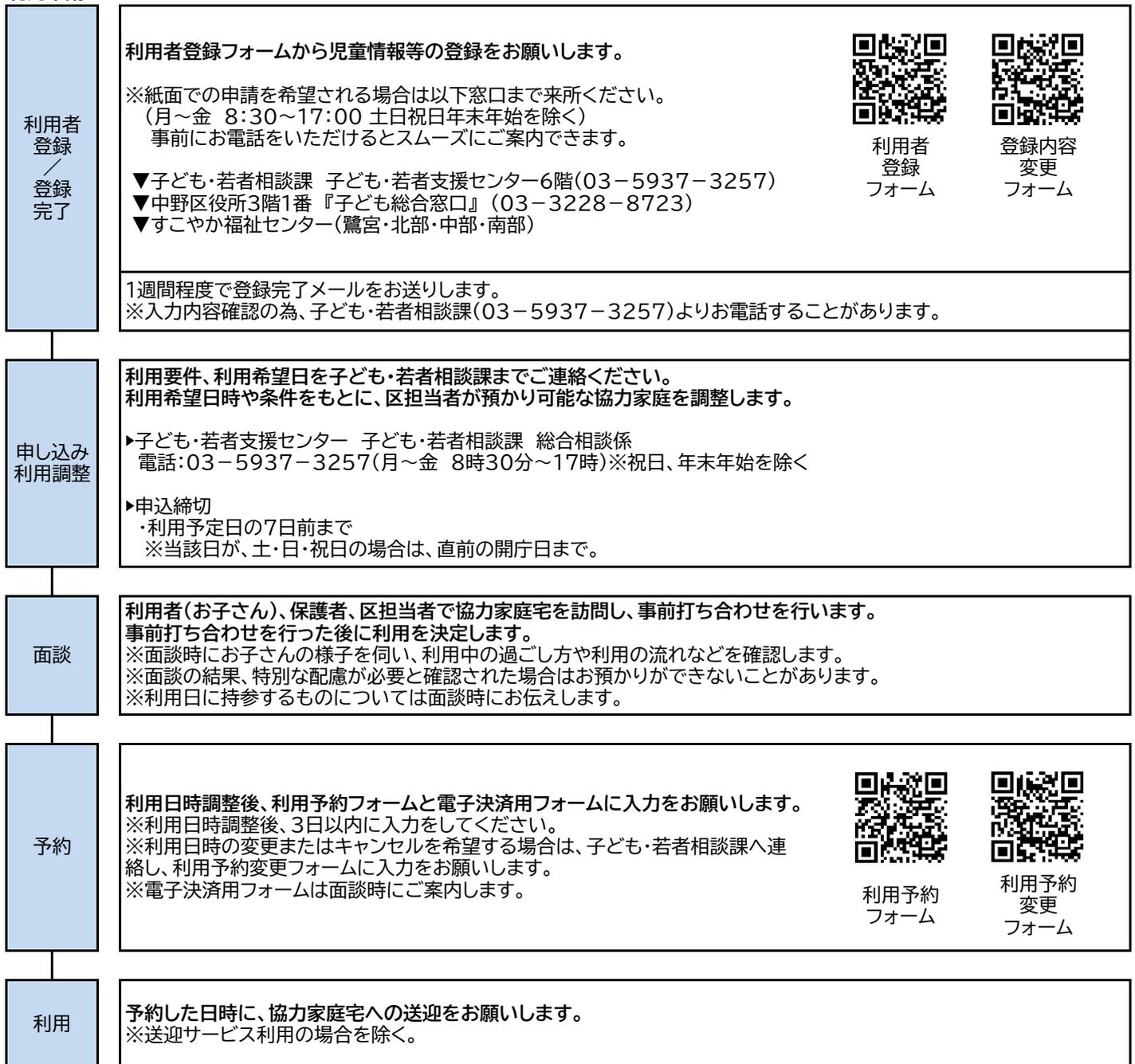
子どもショートステイ協力家庭 利用案内

事業内容	ご家庭で、お子さんの養育が一時的に困難となった場合や、子育ての負担軽減が必要な場合に、区に登録した協力家庭宅でお子さんをお預かり(宿泊)することで、ご家庭をサポートする事業です。					
対象児童	中野区在住の3歳から18歳まで※のお子さん ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 区で認定した協力家庭が事業を行うため、打ち合わせ等の結果で特別な対応が必要と判断した場合はお預かりできないことがあります。					
利用の要件	(1)保護者が入院、または出産するとき (2)保護者が仕事の都合で出張するとき (3)保護者が親族を看護するとき (4)保護者の疾病(お子さんに感染症の可能性がないとき) (5)保護者が休息、リフレッシュしたいとき その他、子ども本人がショートステイ利用を希望する場合の相談も承っています。 詳しくは子ども・若者相談課(03-5937-3257)まで、お問い合わせください。					
実施施設	対象年齢	実施施設	定員	利用上限	申請期間	送迎時間
	3歳～18歳まで※1	協力家庭宅	1日 1名 兄弟姉妹の場合は2名まで	1回7日以内 合計24日以内 (年度内)	利用希望日末日の1か月前～7日前まで※2	9:00～17:00
※1 18歳に達する日以後の3月31日までの間にあるお子さん ※2 要件(1)(2)に該当する場合、希望日の2カ月前から申請が可能です。 (要件証明書類提出が必要です) やむを得ない事情により急を要する場合は子ども・若者相談課までご相談ください。						
利用料金(1日)	▶生活保護世帯/里親家庭:0円 ▶非課税世帯/ひとり親世帯:500円 ▶その他の世帯:1,500円 ※利用日数は午前0時を過ぎると1日加算されます。(例:1泊2日=2日分の利用料金)					
送迎サービス料金	ショートステイ利用中の所属園(学校等)への送迎については協力家庭と相談の上、行います。 利用料金:片道500円					
支払い	利用料金の支払いは原則電子決済(クレジットカード支払い・PayPay支払い)です。 詳細については利用申請時にお伝えします。					
〈注意事項〉 ■年度初回の利用には利用者登録が必要です。手続きに1週間程度かかる場合もありますので、早めのお申込みをお願いします。 ■利用予約を受けて、協力家庭との調整を行います。利用後に日時の変更がないよう申請してください。 ■利用前日17時を過ぎてのキャンセルや、当日無断でのキャンセルがあった場合は1日分の利用料金を負担いただきます。 ■送迎は申請した時間を厳守してください。申請時間外の送迎は対応できないことがあります。 お迎えが30分以上遅れた場合には利用日数として1日分を加算します。 ■中野区外からの転入者については、世帯員全員の課税証明書を提出いただきます。 ■次のような場合には利用を取り消します。 (1)申請内容に虚偽があった場合 (2)協力家庭との面接で、事業の利用が適当でない判断した場合 (3)その他、災害等で施設でのお預かりができない事情が生じた場合						



※裏面もご確認ください

■利用申請



<利用にあたっての留意点>

- ・ 預け入れの当日にお子さんが病気や同居家族に感染症の疑いがある場合はお預かりすることはできません。
- ・ 利用中、お子さんの健康状態により、引き取りが必要になった場合には必ずお迎えをお願いします。
- ・ 緊急連絡先等、登録内容に変更がある場合は、再度登録が必要な場合があります。下記担当までお問い合わせください。
- ・ 原則として、複数回同時に利用申請をすることはできません。特別な事情がある場合は下記担当までお問い合わせください。
- ・ 2回目以降の利用でも、必要に応じて面談を実施する可能性があります。

★その他、制度についてのお問い合わせは、子ども・若者相談課総合相談係(03-5937-3257)へご連絡ください。